

発達障害を有する少年院出院者等の社会復帰に向けた 福祉的支援に関する研究の国内における動向

八尋 茂樹¹⁾ *

1) 新見公立短期大学幼児教育学科

(2017年12月20日受理)

本稿では、まず発達障害の非行の関係性の研究や発達障害を有する非行少年の再犯防止策に関する先行研究を踏まえ、その後、発達障害を有する少年の少年院出院後の社会復帰に向けた福祉的支援への取り組みの研究の動向の把握を試みた。多くの先行研究では、発達障害を有する少年の少年院出院後の社会復帰支援に関する研究論文は非常に少なく、発達障害と非行との関係性や、少年院等での処遇について論じた後に、課題や展望として出院後の対処について触れられるケースが多かった。非行少年の更生に向けての処遇には、少年刑務所や医療少年刑務所等が存在し、また、社会的に養護されるのは児童家庭福祉的な分野において児童養護施設や児童自立支援施設等が存在する。これらの施設に入所した少年たちのうち、発達障害を有する非行少年を対象としたまとまった調査はほとんど行われておらず、今後、本稿で採り上げた動向と並行しながらそれらが掘り下げられていくことが、発達障害を有する非行少年への適切な処遇のあり方の全体像や方向性を明確にするための貢献となるであろう。

(キーワード) 発達障害、少年院出院者、社会復帰支援、研究動向

1. 問題の所在

2004年に発達障害者支援法が成立したことにより、国及び地方公共団体が発達障害を早期に見出し、発達支援を行う責務を遂行しなければならないことが明らかとなった。これに伴い、2006年に学校教育法実施規則の一部が改正され、翌年には特別支援教育における対象も発達障害が含まれるようになった。安達(2011)は教育講演の中で「発達障害支援が急務であるのは、発達障害特性を持ちつつも、周囲の理解と配慮が乏しく、育ちの経過の中でさまざまな傷つき体験を溜め込み、結果的に重大な生活不適応に陥ってしまう人たちが少なくないからである」と述べ、少年非行などの生活不適応の背景に発達障害の存在や疑いが少なからず認められることに触れている¹⁾。赤羽(2012)が「発達障害は豊川主婦殺害事件(2000年)と長崎男児誘拐殺害事件(2003年)が、それぞれこれらの精神疾患に最初に注目が集まったり、大きく報道されたりした事例」と指摘しているように²⁾、少年司法において発達障害の視点からの対応が特に活発に議論されるようになってきたのも2000年代に入ってからである。

また、NHKの福祉番組『ハートネットTV』では、「シリーズ 罪を犯した発達障害者の”再出発”」と題して、刑務所や少年院の現場において発達障害による処遇困難者が増えていること、社会復帰のために何が必要であるのかに

ついて2回に渡って特集した³⁾。シリーズ第2回では、発達障害を有する刑務所被収容者や少年院在院者には「『反省』を基本とするこれまでの矯正手法が通用せず、更生への道筋が描きづらく、「出所した後も、障害への適切な支援を受けられないまま過ごし、結果として再犯を繰り返してしまう人も少なくない」ため、社会復帰の道が険しいことが伝えられた。もともと、刑を終えて出所した者や少年院から出院した者は住居の確保や就職が難しく、円滑な社会復帰ができない場合が多いことが長きにわたっての更生保護の課題であることは広く知られている。また、再犯防止に対する福祉的な政策の重要性が語られることが多くなり、法務省と厚生労働省との連携によって対象者の就労支援を実施してきているが、逆にこれが施策を複雑にし、ひとたび単一の視点に拘泥してしまうと途端に理解を誤るのではないかと危惧される現状を招いていると小西ら(2015)は指摘する⁴⁾。このような現況において、さらに発達障害を有する条件が加わることは、社会復帰のためにより多くの課題を克服しなければならないであろうと容易に予測される。

そこで本稿では、これまでの発達障害と非行の関係性の研究や、発達障害を有する非行少年の再犯防止策に関する先行研究を最初に概観した上で、発達障害を有する少年の少年院出院後の社会復帰に向けた福祉的支援に関する研究が国内でどこまで進んでいるのか、その動向の把握を試

*連絡先：八尋茂樹 新見公立短期大学幼児教育学科 718-8585 新見市西方1263-2

みた。

2. 発達障害と非行との関係性に関する研究の動向について

前節で述べたとおり、少年非行が発達障害の視点から活発に研究されるようになったのは2000年代に入ってからである。木村（2008）は、少年犯罪と加害少年へ付与された診断名例について、行為障害関連（1997年神戸児童殺傷事件および2000年大分一家6人殺傷事件）、行為障害解離性障害（2000年佐賀バスジャック事件）、アスペルガー障害（2000年豊川市主婦殺人事件、2003年長崎男児誘拐殺傷事件、2004年石狩・同級生の母刺殺事件）広汎性発達障害（2005年寝屋川教職員殺傷事件、2006年奈良・母子放火殺人事件 広汎性発達障害）、発達障害（2005年静岡タリウム事件）、適応障害（2006年写真店主殺害事件）というように挙げている。また、木村（同掲）は、非行と障害の関連性について検証している書籍や論文を検索し、1997年1本、1998年2本、1999年0本、2000年9本、2001年11本、2002年9本……というように、心理学や精神医学の分野における専門家や実践家によって2000年以降に増えているデータを提示している⁵⁾。杉山（2000）が発達障害と非行について書籍の形でわかりやすく論じて広く世間の関心を集め⁶⁾、また、藤川（2000）が家庭裁判所で非行少年と向き合ってきた中で、発達障害について「非行臨床にたずさわる者に不可欠であると思うようになった」と述べたのも2000年であった⁷⁾。鷲野（2016）によると、少年院在院者のうち、知的障害者の数は多少の増減があるものの概ね横ばいであるが、発達障害者は2000年以降急増しているという⁸⁾。

そのような状況の下、精神医療や司法領域を中心として、例えば、野村俊明（2001）、藤川ら（2001）、十一元三（2002）、車谷隆宏・山下満帆子（2003）といった「症例を扱った研究」が積み重ねられていった^{9)・10)・11)・12)}。小栗（2006）が「日本では非行少年を対象にした本格的な発達障害の有病率研究は行われていない」、「しかしごく最近になって、チェックリストを用いたスクリーニング調査の結果があいついで報告されるようになった」と記しているように、例えば、松浦らの研究グループが発達障害と非行に関する調査で、LD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥／多動性障害）のスクリーニングテストを行い、調査対象の少年院では多くの少年が発達障害の疑いがあるという結論を導いたり（松浦ら、2003、2004）^{13)・14)}、近藤ら（2005）は、自閉性スペクトル指数日本版（修正版AQ-C）を使用して、AQ-C高得点者は「武器使用」、「動物虐待」、「強奪」、性差や年齢によっては「性行為の強要」や「放火」との親和性が高いという結論に至ったりしている¹⁵⁾。

また、発達障害児・者の反社会的行動の原因についての議論では、白瀧（2006）が「理論的にHPDD（高機能広汎

性発達障害者）児の学童期以降に出現することのある反社会的行動に至る原因プロセス」として下記のような仮説と結論を提示した¹⁶⁾。

仮説1：HPDD自体に、後の反社会的行動を生じさせる特質が含まれる（1次障害説）

仮説2：HPDD自体と言うよりも、これを持つ児者が遭遇する不適切環境による反社会的行動が生起する（2次障害説）

仮説3：HPDD児とその児が遭遇する環境との間に成立する交互作用により、反社会的行動が生起する（サメロフの交互作用説）

上記の3つの仮説のうち、現段階では理論的に仮説3が最も妥当性があると推測されるが、発達初期からの児自身の持つ特性とその後形成される生育環境を科学的に確認していく課題が残されている。…中略…そして、現段階で言えることとして、仮説2はほぼ否定されること、その結果、仮説1の方がより妥当性の高いものとして位置づけることができるとの結論に達した。

また、小栗（2010）は、発達障害児の二次障害に焦点を当て、さらに、精神症状を軸にした（内在化）した二次障害ではなく、行動面の問題を軸にした（外在化した）二次障害について論じた。ここでは、「二次障害の本態」として「特定の発達のハンディキャップに起因する挫折や失敗経験を積み重ね、それによって感情や行動にゆがみが生じ、そうしたゆがみが、根幹にある発達障害の症状と入り混じって複雑化した状態が二次障害である」とし、「また、すでに二次障害を発症している子どもであっても、成育環境や周囲の対応を変えることができれば、増悪化した状態像が改善する可能性に期待できるということである」と述べた¹⁷⁾。これは従来の二次障害説よりも、白瀧（前掲）のサメロフ交互作用説に近いと井出（2014）は指摘する¹⁸⁾。

熊上（2014）は、国内外の発達障害（特に自閉症スペクトラム）を有する触法事例の発生率や長期的転帰研究を概観した上で、以下のような結論に至っている¹⁹⁾。

これまでの研究をまとめると、第1に、ASDと触法行為の関連は、長期追跡研究の結果でも定まっていない。自閉症を含むPDD全体では、一般と比較して触法行為発生率は低い。ただし、アスペルガー障害など高機能群では、一般と同程度の触法行為発生率がみられる。第2に、ASD触法事例の特徴を見ると、知的障害の伴わない「高機能者」による「性非行」が多い。その発生機序として障害特性を背景とした「対人接近時の過誤」「ネット情報などの模倣行為」が見られる。第3に、ASD触法事例では、障害それ自体ではなく、逆境的な児童期経験、家庭の要因などの影響も大きい。

また、藤川（2009）は、発達障害の特性が関連する非行要因として「実験型」、「対人接近型」、「パニック型」、「清算型」、「本来型」を挙げており²⁰⁾、これらの要因が時に直接的、時に間接的に非行に繋がっていくと考えられている。

ところで、ハートネットTVの特集において、刑務所や少年院等では発達障害児者の処遇に苦慮している現状について特集されたことは本稿の冒頭で触れた。このことから予測がつくように、非行や罪を犯した発達障害児者の少年院等での実態や、再犯防止システム等についての研究の歴史は浅いことがわかる。これまでその多くが、非行と発達障害の関係性を論じた研究の中で、最後に展望として短く語られているに留まり、メインテーマとしてはさほど扱われてこなかった。主な研究を挙げると、発達障害を有する少年の少年院での処遇についての研究は、松浦ら（2007）、金子（2012）、是木（2013）などを研究者や実践家は目を通してきた^{21)・22)・23)}。内藤ら（2015）では、全国48箇所の少年院の職員への調査を通して、昨今の少年院では発達障害を有する少年だけでなく、発達障害の診断・判定がついていない場合でも、多様な発達の遅れや困難を抱えている事例が少なくないことが明らかにされた。加えて、そのような少年たちは、生活・対人・作業面、問題群別指導、出院準備期、出院後などの各フェイズにおいて多くの困難を抱えている現状について明記されている²⁴⁾。また、発達障害を有した少年の再犯防止を目的とした対応システムについて論じた宍倉（2015、2016）では、「少年院収容者が減少する一方、知的障害・発達障害少年の新収容者が増加していることから、支援教育課程におけるスタッフの不足や、新規に課程が設置された少年院におけるノウハウの不足といった課題も生じている」、「少年院は、少年院法改正に伴い2015年度から矯正教育課程を再編しており、特殊教育課程は「支援教育課程」に名称が変更された。…中略… 全国19の施設が新課程の対象となる少年を受け入れている。さらに発達障害少年については、これまでの少年院のノウハウをまとめ、2016年度に少年院における「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」が完成し、発達障害の特性についてのわかりやすい説明や注意点、効果的な処遇などが記載された。さらに本人の生きづらさを150程度の項目に基づき測定し、きめ細かい対応方針を立てられるようになった」、「最近では在院者の社会化を促進する目的で院内にグループホームをモデルとした寮を設け、自主的・自立的生活のため、自由度の高い環境で自己管理型的生活訓練を行う施設もある」といった事項が報告されている^{25)・26)}。

3. 発達障害を有する少年院出院者等の社会復帰に向けた福祉的支援に関する研究の動向について

高橋（2012）が、発達障害を有する少年院出院者が社会参加や自立に向けて抱える困難や移行支援の現状が不明であると述べているように²⁷⁾、発達障害を有する少年の少年院出院後の社会復帰支援に関する研究論文は非常に少ない。多くの先行研究では、発達障害と非行との関係性や、少年院等での処遇について論じた後に、課題や展望として出院後の対処について触れられるケースが多かった。しかしながら、2016年より施行された新少年院法の第6章44条から47条にかけて社会復帰支援について定められたように、出院者にとっての社会復帰はこれまで以上に重要な問題として着目されるようになってきたのである。少年院長の立場から、田中（2016）が「当院の在院者は、帰省先の確保が困難であるなどの理由から在院期間が長期化している者が多い弊害として、自主性や自立性が阻害され、いわゆる「施設化」を助長してしまうケースが見られた」と述べているように²⁸⁾、少年院を出院した者が社会復帰を果たすには、まずは帰住先の確保という壁を乗り越えなければならない。これは出院者が発達障害を有する少年であれば、なお一層高い壁となる。さらに、徳田（2016）は、「罪に問われた障害のある者の更正には、本人の障害の特性や背景事情に応じた福祉的な寄り添い型の支援が検討されるべき」と考えながらも、現実的には「障害があるにもかかわらず、福祉との接点さえも途絶えている人は多い」、あるいは「従来の画一的、硬直的な福祉に対するイメージから、本人自身が福祉の利用に拒否的な態度を示すこともままある」と指摘している²⁹⁾。厚生労働省の地域生活定着支援（促進）事業、社会福祉推進事業「罪に問われた高齢・障がい者等への切れ目のない支援のための諸制度の構築事業」、社会福祉推進事業「司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業」、法務省の特別調整、更正緊急保護事前調整、検察庁の検察庁内に非常勤社会福祉士をアドバイザーとして雇用、外部社会福祉士と連携し、再犯防止と社会復帰の支援をする取組などが実施されているが、独立して行われているこれらの事業よりも、総合的な支援の必要性を徳田（前掲）は説いている。

こうした行政の独立した福祉的な事業と事業の間から抜け出てしまう者への支援に取り組む研究も進められてきた。例えば、大塚（2011）は、地域社会からの受け入れが得られず、家庭に長期間ひきこもったり、福祉施設や矯正施設、病院等からの地域移行が極めて困難な犯罪や非行を伴う発達障害児者に対し、長崎県長崎こども・女性・障害者支援センターを中心に8つの医療センター等の協力を得て、現行の障害福祉サービスにはない「学習支援事業」、「コミュニケーション・サポーター派遣事業」、「里親制

度／共同住居利用サービス」、「心理・精神療法的支援サービス」、「自助的支援サービス」、「動物介在活動／音楽活動」、「家族支援サービス」の7項目の支援サービスを実施し、一定の成果を得たという³⁰⁾。また、平成23年版犯罪白書では、少年院出院後に社会に適応できない主な理由として、「学業や仕事を続けられない、仕事が見つからない」者が約3割いることが報告されている³¹⁾。このような現状から、少年院出院後に地域生活定着センター等が関与する、いわゆる通常の「出口支援」のみでは十分に社会的効果を得られないと考え、例えば、大阪弁護士会は社会福祉士会と地域生活定着センターと連携する枠組みを作り、より細かな支援を行ったり(徳田ら、2017)³²⁾、あるいは、少年鑑別所等では、初期段階から福祉の視点を取り入れた「入口支援」を強化する方針を打ち出したりした(毎日新聞東京夕刊、2017)³³⁾。あるいは、知的障害者や発達障害者の権利擁護活動に取り組んできたNPO法人Pand A-J研究所は、出院者等が関与した地域のもめごとを処理する「トラブル・シューター」の養成に乗り出し、より地域生活を円滑にするように活動を開始したという(関口、2013)³⁴⁾。また、津富(2009)は、少年院出院者が自身の負の経験を社会に役立てたりする活動などにポジティブに変換するパラダイムシフト(長所基盤モデル)に基づいたNPO法人セカンドチャンス!を立ち上げ、出院直後の者の社会復帰支援を行っていることを報告している³⁵⁾。内藤ら(前掲)が、「近年、こうした少年(発達障害を有する少年: 筆者注)を「従来に見られなかった処遇困難なタイプ」として捉えられがちであるが、「処遇困難」ではなく「発達に遅れや困難を有しており、適切な処遇を受けられずに困っている少年」として捉えることが何より重要である」としている点も、発達障害を有する少年院出院者も受け入れる「インクルーシブ・ソサエティ(共生社会)」の構築に求められる視点となってくるであろう。

以上、本稿では、まず発達障害の非行の関係性の研究や発達障害を有する非行少年の再犯防止策に関する先行研究を踏まえ、その後、発達障害を有する少年の少年院出院後の社会復帰に向けた福祉的支援への取り組みの研究の動向の把握を試みた。非行少年の更生に向けての処遇には、少年刑務所や医療少年刑務所等が存在する。また、社会的に養護されるのは児童家庭福祉的な分野において児童養護施設や児童自立支援施設等が存在する。これらの施設に入所した少年たちのうち、発達障害を有する非行少年を対象としたまとまった調査はほとんど行われておらず、今後、本稿で採り上げた動向と並行しながらそれらが掘り下げられていくことが、発達障害を有する非行少年への適切な処遇のあり方の全体像や方向性を明確にするための貢献となるであろう。

文献

- 1) 安達潤: 地域での発達障害に対する一貫した支援のあり方について, 児童青年精神医学とその近接領域52(3), 280-288, 2011.
- 2) 赤羽由起夫: 少年犯罪と精神疾患の関係の語られ方—戦後の新聞報道の分析を通じて—, 犯罪社会学研究 37, 104-118, 2012.
- 3) ハートネットTV: シリーズ 罪を犯した発達障害者の“再出発”—第2回 出所, そして社会へ—, NHK教育テレビ(Eテレ), 2017年5月31日放送.
- 4) 小西吉呂, 外間淳也: 刑罰論と社会福祉の連携に関する一研究—刑務所出所者等の就労支援に関する取り組みを中心に—, 沖縄大学法経学部紀要(23), 1-13, 2015.
- 5) 木村祐子: 少年非行と障害の関連性の語られ方—DSM型診断における解釈の特徴と限界—, 人間文化創成科学論叢11, 227-236, 2008.
- 6) 杉山登志郎: 発達障害の豊かな世界, 日本評論社, 2000.
- 7) 藤川洋子: 非行と広汎性発達障害, こころの科学(94), 76-84, 2000.
- 8) 鷲野薫: 少年院の現状と課題—少年院法の改正を受けて—, 早稲田大学社会安全政策研究所紀要(9), 97-113, 2016.
- 9) 野村俊明: 突発的に暴力犯罪を行なったアスペルガー障害と考えられる一例—少年非行と発達障害の関連について—, 犯罪学雑誌 67(2), 56-62, 2001.
- 10) 藤川洋子, 梅下節瑠, 六浦祐樹他: 広汎性発達障害を伴う非行事例について—医務室技官との連携例の考察—, 調研紀要(72), 51-76, 2001.
- 11) 十一元三: 性非行にみるアスペルガー障害—認知機能検査所見と性非行の特異性との関連—, 児童青年精神医学とその近接領域 43(3), 290-300, 2002.
- 12) 車谷隆宏, 山下満帆子: 広汎性発達障害児による非行—家族機能の障害との相互作用に起因した事例—, 精神神経学雑誌 105(8), 1063-1070, 2003.
- 13) 松浦直己, 橋本俊顯, 加賀山真他: 少年院におけるLD・ADHD等の軽度発達障害児の特性—宇治少年院での矯正教育実践と標準化された心理検査の結果から—, 日本LD学会第12回大会発表論文集, 125-132, 2003.
- 14) 松浦直己, 竹田契一, 宇野智子他: 少年院におけるLD・ADHD等の軽度発達障害児の特性—宇治少年院での矯正教育実践と心理検査の結果から—, 日本LD学会第13回大会発表論文集, 81-83, 2004.
- 15) 近藤日出夫, 湖上康幸: 自閉性スペクトル指数(AQ)を用いた高機能広汎性発達障害と非行との関連の検討, 日立みらい財団研究報告書, 発達障害と非行に関する実証的研究, 1-44, 2005.

- 16) 白瀧貞昭：高機能広汎性発達障害にみられる反社会的行動に対する早期支援システムに関する研究, 平成18年度厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）・分担研究報告書, 40-50, 2006.
- 17) 小栗正幸：発達障害児の思春期と二次障害予防のシナリオ, ぎょうせい, 2010.
- 18) 井出草平：アスペルガー症候群の難題, 光文社, 2014.
- 19) 熊上崇：発達障害（特に自閉症スペクトラム）を有する触法事例の現状と課題, リハビリテーション連携科学 15 (1), 12-20, 2014.
- 20) 藤川洋子：発達障害と少年非行, 障害者問題研究37 (1), 39-45, 2009.
- 21) 松浦直己, 橋本俊顯, 十一元三：少年院における発達障害を視野に入れた矯正教育効果分析 (1) 少年院生の心的特性と出院時の意識の変容, LD研究16 (2), 199-213, 2007.
- 22) 金子陽子：少年院における発達障害等の特別な配慮を要する子どもへの実践, SNEジャーナル18 (1), 22-34, 2012.
- 23) 是木誠：少年院における発達障害を抱える少年への処遇, 更生保護 64 (7), 32-36, 2013.
- 24) 内藤千尋, 高橋智, 法務省矯正局少年矯正課：少年院における発達障害等の特別な配慮を要する少年の実態と支援に関する調査研究－全国少年院職員調査を通して－, 東京学芸大学紀要. 総合教育科学系 66 (2), 107-150, 2015.
- 25) 大倉悠太：発達障害を有する非行少年・不良行為少年の再犯防止システムに関する研究, 2015年度公益財団法人日工組社会安全研究財団・若手研究助成研究報告書, 2015.
- 26) 大倉悠太：発達障害を有する非行少年, 不良行為少年の再犯防止に関する考察－実態調査結果をもとに－, 国士館法学 (49), 425-463, 2016.
- 27) 高橋智：発達障害の視点から見た非行少年の自立支援に関する研究－児童自立支援施設・少年院・自立援助ホーム等の調査を中心に－, 平成24年度広域科学教科教育学研究経費研究成果報告書, 2012.
- 28) 田中徹：矯正施設（少年院）における処遇－神奈川医療少年院の処遇現場から－, 法律のひろば69, 42-50, 2016.
- 29) 徳田暁：罪に問われた障害者に対する取組, 法律のひろば69, 42-50, 2016.
- 30) 大塚俊弘：触法行為等を起こした高機能広汎性発達障害児者の地域移行に向けた支援のあり方について, 児童青年精神医学とその近接領域 52 (4), 526-531, 2011.
- 31) 平成23年版犯罪白書－少年・若年犯罪者の実態と再犯防止－, 日経印刷, 2011.
- 32) 徳田暁, 堀江佳史：罪に問われた障がい者等に対する各弁護士会の取組, 自由と正義68 (1), 2017.
- 33) 毎日新聞東京夕刊：「入り口支援」強化：検察判断に福祉視点・鑑別所技官と連携・心理分析や知能検査, 2017年5月27日.
- 34) 関口清美：刑事司法の対象となった高齢者・障害者の支援について－地域生活定着支援センターの活動をとおして－, 早稲田大学社会安全政策研究所紀要 (6), 93-104, 2013.
- 35) 津富宏：犯罪者処遇のパラダイムシフト－長所基盤モデルに向けて－, 犯罪社会学研究 34, 47-58, 2009.

